

# 全国高等学校 弓道総合保険 事故例一覧

## 【傷害事故】

(通院治療のみの場合、保険金支払い対象とはなりません)

1. 長時間の正座のあと、足がしびれた状態で立った為、足首を捻り捻挫した。
2. 正座のあと立ち上がる時、隣の人がこちらの袴をふみ、そのはずみで横の窓のサッシで頭を強打した。
3. 集合の合図で急いだ為、転倒し両膝を負傷した。
4. 弓を引き分ける時、背中を痛めた。
5. 中仕掛けを作っていた時、刃物が太股にあたり怪我をした。
6. ゴム弓で練習中、急に痛みが走り病院で診察を受けたところ、筋を痛めていると言われた。
7. 巻き藁で練習中に矢が跳ね返り、後ろで待っていた部員の顔にあたり怪我をした。
8. 練習中に基礎トレーニングで走っていて、他の部員とぶつかり足を骨折した。
9. 矢こぼれの矢を、口でくわえて戻そうとしたところ、弦が暴発し眉間に切った。
10. 練習中、右後方のスペースが確保されていないのに気付かず、矢を放したとき右手指先に当たり、小指を骨折した。
11. 矢取りに行く時、転倒し怪我をした。
12. 練習中に袴のすそをふみ、前へ転倒、顎を切創し縫合した。
13. 弓を素引きしていて放してしまい、弦がメガネに当たり、そのフレームで右目付近を切った。
14. ゴム弓を引いていて左手がすべり、握り棒が顔に当たって歯が欠損、唇の縫合をした。
15. 安土の整備中、スコップで左足の中指を切ってしまった。

## 【賠償責任事故】

1. 射手の矢が側壁に当たり、その跳ね返った矢が、看的小屋にいた生徒の頭部に当たり負傷した。
2. 射場で練習中、練習を後方で見ていた他の生徒の目に右手が当たり負傷した。
3. 集合のとき、ビデオのコードを誤って引っ掛けて、机の上のカメラを壊した。
4. 等間隔でゴム弓の練習中、前の生徒が自分の右手を見たとき、後ろの生徒がゴムを放したため目に当たり、角膜を負傷した。
5. 遠的練習後、リヤカーに道具を積み込んでいて駐車中の車に衝突、破損させた。
6. 巻き藁の練習中、生徒の放った矢が屋根を越え防護ネットの隙間から飛び出し、駐車していた車に当たった。

## 【備考】

★ 弓道総合保険は、弓道の競技中、および練習中の事故を保障いたします。

従って、競技場や練習場までの往復途中や、競技場間の移動中の事故、合宿の宿舎内での事故等は補償の対象とはなりません。

★ 中等部、中学生はご加入出来ません。